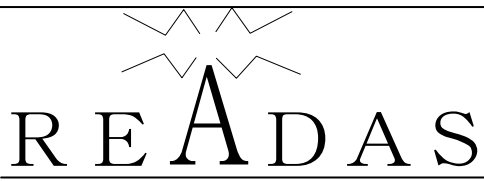


第 5496 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月24日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 遺産分割協議と自社株

**Q**：先日、父が亡くなりました。決算を迎えますが、父が保有していた会社の株式の分割が決まりません。どうなりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

相続財産は、相続が発生しますといったん相続人全員の共有となり、分割が決まれば、共有状態が解消され、株式を取得することになった相続人が株主として扱われることとなります。

遺産分割が決まらず、株式が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、その株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、その株式についての権利を行使することができないこととなっていますので、お尋ねのような場合は、権利行使者を一人定めることによって、株主としての権利を行使することができるようになります。ただし、株式会社がその権利を行使することに同意した場合は、この限りではありません。

ちなみに、権利行使者は、共同相続人間の持分価格に従い、過半数をもって定めることになっています。

なお、遺産分割が相続人間で整わないときや相続人間で争いがあり協議ができないような場合は、家庭裁判所に遺産の分割を請求し、裁判所の下で分割の協議を進めることとなります。

